

児童福祉法【抜粋】

昭和22年12月12日法律第164号

第1章 総則

第1条【重要度A】

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第2条【重要度A】

- ① 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。
- ② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
- ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第3条【重要度B】

前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

第1節 国及び地方公共団体の責務

第3条の2【重要度A】

国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

第3条の3【重要度B】

- ① 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第10条第1項各号に掲げる業務の実施、障害児通所給付費の支給、第24条第1項の規定による保育の実施その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。

- ⑮ この法律で、**親子再統合支援事業**とは、内閣府令で定めるところにより、親子の再統合を図ることが必要と認められる児童及びその保護者に対して、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待（以下単に「児童虐待」という。）の防止に資する情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業をいう。
- ⑯ この法律で、**社会的養護自立支援拠点事業**とは、内閣府令で定めるところにより、措置解除者等又はこれに類する者が相互の交流を行う場所を開設し、これらの者に対する情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業をいう。
- ⑰ この法律で、**意見表明等支援事業**とは、第33条の3の3に規定する意見聴取等措置の対象となる児童の同条各号に規定する措置を行うことに係る意見又は意向及び第27条第1項第3号の措置その他の措置が採られている児童その他の者の当該措置における処遇に係る意見又は意向について、児童の福祉に関し知識又は経験を有する者が、意見聴取その他これらの者の状況に応じた適切な方法により把握するとともに、これらの意見又は意向を勘案して児童相談所、都道府県その他の関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業をいう。
- ⑱ この法律で、**妊産婦等生活援助事業**とは、家庭生活に支障が生じている特定妊婦その他これに類する者及びその者の監護すべき児童を、生活すべき住居に入居させ、又は当該事業に係る事業所その他の場所に通わせ、食事の提供その他日常生活を営むのに必要な便宜の供与、児童の養育に係る相談及び助言、母子生活支援施設その他の関係機関との連絡調整、民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項に規定する特別養子縁組（以下単に「特別養子縁組」という。）に係る情報の提供その他の必要な支援を行う事業をいう。
- ⑲ この法律で、**子育て世帯訪問支援事業**とは、内閣府令で定めるところにより、要支援児童の保護者その他の内閣府令で定める者に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業をいう。
- ⑳ この法律で、**児童育成支援拠点事業**とは、養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業をいう。
- ㉑ この法律で、**親子関係形成支援事業**とは、内閣府令で定めるところにより、親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業をいう。

第6条の4【重要度A】

この法律で、**里親**とは、次に掲げる者をいう。

- 一 内閣府令で定める人数以下の**要保護児童**を養育することを希望する者（都道府県知事が内閣府令で定めるところにより行う**研修を修了したこと**その他の内閣府令で定める要件を満たす者に限る。）のうち、第34条の19に規定する養育里親名簿に登録されたもの（以下「**養育里親**」という。）
- 二 前号に規定する内閣府令で定める人数以下の**要保護児童**を養育すること及び養子縁組によって養親となることを希望する者（都道府県知事が内閣府令で定めるところにより行う**研修を修了した者**に限る。）のうち、第34条の19に規定する養子縁組里親名簿に登録されたもの（以下「**養子縁組里親**」という。）

- ⑧ こども家庭審議会、社会保障審議会及び児童福祉審議会は、必要に応じ、相互に資料を提供する等常に緊密な連絡をとらなければならない。
- ⑨ こども家庭審議会、社会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会（第1項ただし書に規定する都道府県にあっては、地方社会福祉審議会とする。第18条の20の2第2項、第27条第6項、第33条の12第1項及び第3項、第33条の13、第33条の15、第35条第6項、第46条第4項並びに第59条第5項及び第6項において同じ。）は、児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、玩具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

第4節 実施機関

第10条【重要度B】

- ① 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。
- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
 - 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
 - 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
 - 四 児童及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童等その他の者に対して、これらの者に対する支援の種類及び内容その他の内閣府令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うこと。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。
- ② 市町村長は、前項第3号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。
- ③ 市町村長は、第1項第3号に掲げる業務を行うに当たって、医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。
- ④ 市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。
- ⑤ 国は、市町村における前項の体制の整備及び措置の実施に関し、必要な支援を行うように努めなければならない。

第10条の2【重要度B】

- ① 市町村は、こども家庭センターの設置に努めなければならない。
- ② こども家庭センターは、次に掲げる業務を行うことにより、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とする。
- 一 前条第1項第1号から第4号までに掲げる業務を行うこと。
 - 二 児童及び妊産婦の福祉に関する機関との連絡調整を行うこと。
 - 三 児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に資する支援を行う者の確保、当該支援を行う者が相互の有機的な連携の下で支援を円滑に行うための体制の整備その他の児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に係る支援を促進すること。
 - 四 前3号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準：設備の基準 一覧表（保育所を除く）】

《社会的養護の施設》

(注) 乳児院は、「乳幼児十人未満を入所させる乳児院」を除く。

	乳児院	乳児院 を 入 所 さ せ る	乳 児 十 人 未 満	施 設 母 子 生 活 支 援	児 童 養 護 施 設	施 設 児 童 心 理 治 療	施 設 児 童 自 立 支 援
相談室	◎	◎		◎	◎	◎	◎
児童の居室					◎*1	◎*2	◎*2
調理室	◎				◎	◎	◎
浴室	◎				◎	◎	◎
便所	◎				◎	◎	◎
医務室				△	△	◎	△
静養室				△	△	◎	△
職業指導に必要な設備					◎		◎
学科指導に関する設備							○
遊戯室						◎	
心理検査室						◎	
工作室						◎	
寝室	◎*3						
観察室	◎*4					◎	
診察室	◎						
病室	◎						
ほふく室	◎						
養育のための専用の室		◎*5					
母子室(調理設備・浴室・便所を備える)				◎*6			
集会、学習等を行う室				◎			
保育所に準ずる設備				△			

◎ 設置義務あり。

○ 原則として設置義務あり（一定の要件に該当する場合、設置しなくてもよい）。

△ 一定の要件に該当する場合、設置義務あり。

*1 1室4人以下、1人につき4.95㎡以上（乳幼児のみの居室は1室6人以下、1人につき3.3㎡以上）

*2 1室4人以下、児童1人につき4.95㎡以上

*3 乳幼児1人につき2.47㎡以上

*4 乳児1人につき1.65㎡以上

*5 1室につき9.91㎡以上、乳幼児1人につき2.47㎡以上

*6 1世帯につき1室以上、30㎡以上